

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報ひの おしらせ版
2018年1月5日号
No. 646

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

除雪

についてのお願い

本格的な冬を迎え、積雪が心配される時期となりました。朝の通勤・通学のため、早朝の除雪が必要となります。除雪車の音や振動があると思われませんが、ご理解をお願いします。

また、機械で除雪を行うと、必ず家の前に雪が残ります。各自で取り除いてくださいますよう、ご協力をお願いします。



【問合せ先】 役場建設水道課（電話 72-0350）

【総務課からのお知らせ】

除雪機購入補助金制度のご案内

町では、冬の間、各自治会の集落内の除雪作業に活用できるよう、除雪機購入補助金制度を今年度から行っています。この制度は、自治会などが除雪機を購入する際にその半額を補助するものです。

なお、制度を活用される場合は、初めに下記担当までご連絡ください。

【除雪機購入補助金制度】

▼除雪機購入に必要な費用に対し、補助金を交付します。

▼補助金額：購入費用の1/2（上限25万円、消費税込）

▼補助の対象となる除雪機は、1つの自治会などにつき、年度あたり1台が上限です。

▼補助対象経費：除雪機（本体）、除雪機本体の専用付属部品、除雪機本体の専用付属カバー、購入の際の運搬・設置手数料

問合せ先 役場総務課 担当 影井（電話 72-0331）

【住民課からのお知らせ】

機械・器具など、償却資産は申告が必要です

会社や個人で工場・商店・農業などを営んでいる人が、事業のために使う機械・器具・備品などの資産（償却資産）を所有している場合は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容（新規購入・廃棄など）を所在市町村へ申告することになっています（太陽

光発電設備を設置し、売電している場合には、償却資産の対象となることがありますので、お問い合わせください）。

対象外の償却資産 ▼耐用年数1年未満▼取得価格が10万円未満

▼自動車税や軽自動車税の課税対象となる車や小型特殊自動車など
提出期限 1月31日（水）

問合せ先 役場住民課 担当 飛田（電話 72-0333）

【産業振興課からのお知らせ】

販売野菜などの種苗費の補助が受けられます

町では、農家の所得と意欲の向上を図るため、販売野菜などの種苗費補助制度を始めます。

対象者 ▼町内に住所を有する人
▼町内の生産グループに所属している人

対象となる種苗費 平成29年度に販売された野菜・花の種苗費

助成額 ▼苗代の1/3（上限）▼種子代の1/2（上限）

申請に必要なもの ▼種苗費の領収書・レシートの写しなど（レシートには氏名を記載のこと）▼販売証明書類（4月から申請時まで9万円以上の販売額が必要です）

申請手続 ▼3月12日（月）までに、生産グループでまとめて申請してください。※個人での申請はできません▼申請書類は、役場産業振興課または日野営農センターにあります。

問合せ先 役場産業振興課 担当 伊田（電話 72-2101）

【そのほかのお知らせ】

1月10日は「110番の日」

110番は、緊急事態の発生により急いで警察官を現場に派遣するための緊急電話です。緊急性のない相談などで110番回線がふさがってしまうと、一刻を争う事件や事故の届け出を受けることができなくなります。

警察に対する相談や要望などの緊急でないものは、警察総合相談電話（電話#9110）、または黒坂警察署（電話74-0110）へ連絡してください。皆さんの適正な110番の利用をお願いします。

【聴覚・言語障害のある人専用緊急通報システム】

▼携帯メールで110番通報：
メールアドレス (tottori110pipopa@view.ocn.ne.jp)

▼ファックスで110番通報：
フリーダイヤル (0120-857-110)

『無料法律相談会』開催

鳥取県司法書士会では、次のとおり相談会を開きます。お気軽にお越しください。

日時 1月19日（金）午後6時～午後8時（前日までに要予約）

場所 米子市文化ホール

内容 ▼相続・遺言▼不動産の贈与・売買▼家賃・貸金・売掛金など140万円以下の民事紛争▼借金・多重債務問題▼身の回りの法律問題

問合せ先 鳥取県司法書士会（電話 0857-24-7024）

1月30日(火)告示・立候補者届出受付

投票日は**2月4日(日)**です。



日野町長選挙

が行われます。

日野町長選挙が2月4日(日)に行われます。

選挙は政治に参加するもっとも良い機会です。特に、町長選挙は町の将来を決める大事な選挙でもあります。忘れず投票しましょう。

▶立候補予定者説明会 日時:1月16日(火)午前9時 場所:役場大会議室

▶投票できる人は、平成12年2月5日までに生まれた人

投票できる人は、平成12年2月5日までに生まれた人で、日野町に住所がある人です。ただし、転入した人は、平成29年10月29日までに転入届を済ませていることが必要です。

▶入場券を忘れずに持参してください。

投票に行くときは、あらかじめ送付された投票所入場券をご持参ください。

なお、入場券が届かない場合や、なくしてしまった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

▶期日前投票は、1月31日(水)～2月3日(土)までです。

期日前投票は、1月31日(水)から2月3日(土)まで行っています。投票日に仕事や旅行などで投票区を離れる予定のある人は、期日前投票をしておきましょう。

【期日前投票場所】 日野町役場2階 会議室

【期日前投票時間】 午前8時30分から午後8時まで

▶不在者投票について

日野町に住所がありながら、日野町以外の市町村に滞在中の人や、指定病院、老人ホームに入院・入所している人は、従来どおり「不在者投票」ができますので、詳しくは、町選挙管理委員会(役場総務課内)までお問い合わせください。

▶投票所は、町内9カ所です

投票区名	投票所施設名	投票区内の地区名	投票時間
第1投票区	町公民館	黒坂1～7区、下黒坂、根妻、下菅、中菅、中菅中央、近江・畑、小河内、布瀬谷	午前7時～午後7時
第2投票区	久住集会所	久住	午前7時～午後5時
第3投票区	菅福公会堂	下上菅、中上菅、上上菅、諏訪、井ノ原、漆原、下福長	午前7時～午後6時
第4投票区	奥渡公民館	榎市、小原・別所	午前7時～午後6時
第5投票区	老人憩の家	津地、安原、下榎1・2区、上本郷、下本郷	午前7時～午後7時
第6投票区	山村開発センター	根雨1～6区、三谷1・2区、貝原、高尾、舟場、野田	午前7時～午後7時
第7投票区	金持公民館	後谷、金持	午前7時～午後6時
第8投票区	板井原公民館	板井原	午前7時～午後5時
第9投票区	眞住公民館 (旧町青年の家)	濁谷、門谷、秋縄、三土	午前7時～午後6時

【問合せ】 町選挙管理委員会 (役場総務課内) 電話 72 - 0331